（法第二十六条の四第四項の国土交通省令で定める道路管理者に対する意見聴取の方法）

第三十二条の八　法第二十六条の四第四項の国土交通省令で定める道路管理者に対する意見聴取の方法については、道路管理者の意見聴取に関する省令第一条から第三条まで及び第六条から第八条までの規定を準用する。この場合において、同令第一条第一項中「路線を定める旅客自動車運送事業につき」とあるのは「自動車地域旅客運送サービス再構築事業につき地域公共交通の活性化及び再生に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第三十二条の四又は第三十二条の五に基づく申請書（」と、「。以下「規則」という。）第四条に基づく許可申請書」とあるのは「）第四条に基づく許可申請書に係る事項」と、「限る。）」とあるのは「限る。）に係る事項の記載がなされたものに限る。）」と、「許可申請書又は認可申請書」とあるのは「申請書」と、同条第三項中「路線を定める旅客自動車運送事業につき規則第十四条に基づく認可申請書（」とあるのは「自動車地域旅客運送サービス再構築事業につき規則第三十二条の四又は第三十二条の五に基づく申請書（道路運送法施行規則第十四条に基づく認可申請書に係る事項の記載がなされたものであり、かつ、その内容が」と、同令第三条第一項中「許可申請書又は認可申請書（以下「許可申請書等」という。）」とあり、及び「認可申請書」とあるのは「申請書」と、「当該許可申請書等」とあるのは「当該申請書」と読み替えるものとする。

（法第二十六条の四第四項の国土交通省令で定める道路管理者の意見を聴く必要がない場合）

第三十二条の九　法第二十六条の四第四項ただし書の国土交通省令で定める道路管理者の意見を聴く必要がない場合については、道路管理者の意見聴取に関する省令第五条の規定を準用する。この場合において、同条各号列記以外の部分中「道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号。以下「法」という。）第九十一条」とあるのは「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号。以下「法」という。）第二十六条の四第四項」と、同条第一号中「法第四条第一項又は第十五条第一項の規定による処分により」とあるのは「法第二十六条の五の規定により道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第四条第一項又は第十五条第一項の規定による処分を受けたものとみなされ、これによって」と、「に係る」とあるのは「を受けたものとみなされる」と、同条第二号中「法第四条第一項又は第十五条第一項の規定による処分に係る」とあるのは「法第二十六条の五の規定により道路運送法第四条第一項又は第十五条第一項の規定による処分を受けたものとみなされる」と、「当該処分」とあるのは「当該処分を受けたものとみなされること」と、同条第三号中「法第十五条第一項の規定による処分に係る」とあるのは「法第二十六条の五の規定により道路運送法第十五条第一項の規定による処分を受けたものとみなされる」と、「当該処分」とあるのは「当該処分を受けたものとみなされること」と読み替えるものとする。

第八節　海上運送利便確保事業

（海上運送利便確保実施計画の記載事項）

第三十二条の十　法第二十六条の七第二項第八号の国土交通省令で定める事項は、地域公共交通計画に海上運送利便確保事業に関連して実施される事業が定められている場合には、当該事業に関する事項とする。

（法第二十六条の七第四項の国土交通省令で定める者）

第三十二条の十一　法第二十六条の七第四項の国土交通省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　海上運送利便確保事業に係る航路において一般旅客定期航路事業を営む者

二　当該航路において船舶による人の運送を実施させようとする者

三　当該一般旅客定期航路事業を営む者への船舶の貸渡しを行おうとする者

四　前三号に掲げるもののほか、関係する都道府県その他の海上運送利便確保実施計画を定めようとする地方公共団体が必要と認める者

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）